

標題

パナマ籍船の防火・消火設備(耐火救命艇の空気自給装置用貯蔵容器を含む)の保守・点検及び試験について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0511
発行日 2003 年 4 月 1 日

各位

パナマ政府より、同国籍船舶の防火・消火設備(耐火救命艇の空気自給装置用貯蔵容器を含む)の保守・点検及び試験に関するガイドライン、Merchant Marine Circular No. 122、「Guidelines for the Maintenance and Inspections of Fire-Protection Systems and Appliances」に関する指示がありましたので、このガイドラインの要旨を水圧試験に関する経過措置と併せてお知らせ致します。これにより、ClassNK テクニカル・インフォメーション No. TEC-0486 を絶版と致します。また本テクニカル・インフォメーションでは利便のため原文の一部に修正を加えていますが、原文は同政府のホームページ(<http://www.segumar.com/>)をご参照ください。

1. 一般

- (1) 全ての防火・消火設備(耐火救命艇の空気自給装置用貯蔵容器を含む)は常に良好な状態に保ち、かつ本船が航海中に直ちに使用できなければならない。
- (2) 以下に規定される“整備業者”とは、防火・消火設備の整備を行うことを、政府機関、IACS 或いは同等な機関により認められたところを意味するものとする。
- (3) 全ての自蔵式空気呼吸具とは、消防員装具用及び IBC/IGC コードで規定される安全装具用自蔵式空気呼吸具、及び耐火救命艇の空気自給装置用貯蔵容器を意味する。

2. 水圧試験に関する経過措置

- (1) 2003 年 4 月 1 日以降の最初の SE 検査時(臨時検査を含む)に、既に水圧試験に関して要求される期限を過ぎている持運び式消火器(製造後 10 年以上)、自蔵式空気呼吸具(製造後 5 年以上)、或いは固定式炭酸ガス消火装置用 CO₂ ガスシリンダー(製造後 20 年以上、かつそれ以降は 10 年ごと)を有している船舶に対しては、その後に予定される Dry-Docking までに試験を実施するよう、以下の“NOTE”(例)を SE 証書に記載する。これは、SE 検査時に水圧試験を行うことではなく、その後に予定される Dry-Docking に行うことができることを意味する。SE 本証書の有効期限は、その後に予定される Dry-Docking、或いは次回 SE 更新日のいずれか早いほうとなる。Dry-Docking が次回 SE 更新日より後に予定されている場合には、SE 更新時にその“NOTE”を引継ぐことになる。

NOTE(例:次回 SE 更新日が 2004 年 5 月 7 日、その後に予定される Dry-Docking が 2005 年 3 月 10 日の場合)

Hydraulic tests of portable fire-extinguishers* / self-contained breathing apparatus* including air cylinders in fire-protected lifeboats* / CO₂ gas cylinders for fixed CO₂ gas fire-extinguishing systems* to be carried out by the next scheduled dry-docking, 10 March 2005. (Special requirements of the Panama Government)

*Delete as appropriate.

(次頁に続く)

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。

- (2) これまでの水圧試験に関する特別要件(持運び式消火器は 5 年ごと、及び固定式炭酸ガス消火装置用 CO₂ ガスシリンダーは製造後 20 年目、かつそれ以降 5 年ごと)に基づいて“NOTE”付きの SE 証書が発行されている船舶は、2003 年 4 月 1 日以降の最初の SE 検査時(臨時検査を含む)に持運び式消火器等の製造日を確認の上、必要に応じ、その“NOTE”を一部変更或いは削除する。
3. 適用
このガイドラインは全ての船舶に適用する。
4. 保守及び試験
船上における保守、(必ずしも船員によるためのものとする必要はないが)、及び試験のための手引書は、容易に理解できるもので、可能な限り図解され、かつ必要に応じて、各システム或いは装置ごとに次のことを含むものとする。
- (1) 保守及び修理のための手引書
 - (2) 定期的な保守計画
 - (3) 交換可能な部品の一覧表
 - (4) 識別された不具合箇所及びそれらの是正目標日を記載した点検・保守結果を記録するためのログブック
5. 週ごとの試験及び点検
- (1) 全ての船内通報装置及び一般非常警報装置が正しく機能する。
 - (2) 呼吸具用シリンダに洩れがない。
6. 月ごとの試験及び点検
- (1) 全ての消防員装具、消火器、消火栓、ホース及びノズルが、所定の位置に適正に配置され、良好な状態にある。
 - (2) 全ての固定式消火装置の止め弁が適正な開閉位置にあり、乾式スプリンクラーシステムが圧力計によって正しい圧力を示す。
 - (3) スプリンクラーシステムの圧力容器がガラス式水面計によって正しい水位を維持している。
 - (4) 全てのスプリンクラーシステムのポンプが圧力低下時に自動的に作動する。
 - (5) 全ての消火ポンプを作動する。及び、
 - (6) 消火性ガスを用いた全ての固定式消火装置からのガス漏れがない。
7. 四半期ごとの試験及び点検
- (1) スプリンクラーシステムの全ての自動警報装置を各区画のテストバルブを用いることにより試験する。
 - (2) 国際陸上施設接続具が火災安全設備(FSS)コードの規定に従い良好な状態にある。
 - (3) 適切な在庫備品を含む消火設備用器具を保管するロッカーが良好な状態にある。
 - (4) 全ての防火扉及び放火ダンパーを現場にて試験する。及び、
 - (5) 固定式消火装置のケーブル操作装置の止め金具と全ての CO₂ 容器の連結部に緩みがない。

(次頁に続く)

8. 年次試験及び点検

- (1) 全ての消火器が本船の火災制御図に従い所定の位置にあり、充填圧力及び状態が良好である。
- (2) 必要に応じて火災探知装置が正しく機能するか試験を行う。
- (3) 全ての防火扉及び防火ダンパーを遠隔操作で試験する。
- (4) 全ての固定式水及び泡噴霧消火装置の操作試験を行う。
- (5) 固定式消火装置の全ての近づき得る部分が適切な状態にあることを目視検査する。
- (6) スプリンクラーシステムポンプを含む全ての消防ポンプに対して適切な圧力・流量を用いた通水試験を行う。
- (7) 全ての消火栓を操作する。
- (8) 全ての凍結防止システムの溶液が適切な状態にある。
- (9) 本船の主消火装置に繋がるスプリンクラーシステムの操作試験を行う。
- (10) 全ての消火ホースの通水試験を行う。
- (11) 耐火救命艇の空気自給装置用貯蔵容器を含む全ての自蔵式空気呼吸具の外観を点検し、空気充填装置の空気の質について確認する。
- (12) 固定式ハロゲン化炭化水素ガス消火装置は MSC/Circ. 600 に従って毎年の漏れ試験を行う必要がある。この試験を行うための適切な器具があり、かつこのために訓練されている Chief Engineer であれば、この試験を行うことができる。
- (13) 持運び式消火器及び自蔵式呼吸具のシリンダーの整備を、“整備業者”、或いはこれらの整備を行うことを指名され、かつ訓練された Deck Officer / Engine Officer により行う必要がある。

9. 2年ごとの整備

- (1) 持運び式消火器及び自蔵式呼吸具のシリンダーは、“整備業者”による整備を受ける必要がある。
- (2) 固定式炭酸ガス消火装置の内容物の有効性の確認を行う。
- (3) 固定式ガス消火装置の配管の通気試験を行う。この試験は、“整備業者”により行う。

10. 3年ごとの整備

- (1) 固定式泡消火装置の最初の定期的な管理及びその泡原液の分析は、最初の充填日から3年目及びその後は毎年行う。泡原液の経過年数及びその後の管理状態を示す記録は船上に保管し、いつでも参照が可能とする。
- (2) 上記(1)の定期的な管理或いは分析は、これらの管理或いは分析を行うことを認められた独立した機関、或いは製造者の試験所により行う必要がある。これらの管理或いは泡分析は MSC/Circ. 582、MSC/Circ. 670 及び MSC/Circ. 798 に従って行う必要がある。

11. 5年ごとの整備

- (1) 耐火救命艇の空気自給装置用貯蔵容器を含む全ての自蔵式呼吸具の水圧試験
- (2) 上記(1)の試験は、“整備業者”により行う必要がある。試験証明書は船上に保管し、いつでも参照が可能とする。試験日及び圧力は各シリンダーに押印するか或いは付け札をする。この試験は船上で行ってはいけない。

(次頁に続く)

12. 10 年ごとの整備

- (1) 固定式消火装置の制御弁の内部点検
- (2) 持運び式消火器の水圧試験。この試験証明書は船上に保管し、いつでも参照が可能とする。試験日及び圧力は各シリンダーに付け札をする。この試験は船上で行ってはいけない。
- (3) 上記(1)及び(2)の点検及び試験は、“整備業者”により行う必要がある。

13. 20 年ごとの整備

- (1) 固定式炭酸ガス消火装置の全(100%)CO₂シリンダーは、製造日から20年に達する前に水圧試験を行い、その後は10年ごとに全CO₂シリンダーの水圧試験が完了するように行う。全CO₂シリンダーが各々の定められた期日までに水圧試験に供されることを条件に、各水圧試験に供されるCO₂シリンダーの数は問わない。
- (2) 上記(1)の水圧試験は、“整備業者”により行う必要がある。この試験証明書は船上に保管し、いつでも参照が可能とする。試験日及び圧力は各シリンダーに押印する。この試験は船上で行ってはいけない
- (3) パナマ籍へ登録される船齢20年以上の船舶はこの水圧試験を次回予定される Dry-Docking 時に行う。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター検査技術部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2027 / 2028
Fax: 03-5226-2029
E-mail: svd@classnk.or.jp